

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社福電事業(岐阜県美濃加茂市本郷町7-879-1)[1000012531]
2. 資格登録停止措置の期間
令和8年9月3日 ~ 令和8年10月2日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、請け負った岐阜県可児市内の工事現場において、令和7年4月30日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告をしたことについて、同社及び同社役員が、令和8年4月9日に御嵩簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者が、労働安全衛生法に違反し、罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)